

## 市長記者会見

(新型コロナウイルス感染状況、ワクチン接種、子育て世帯への臨時特別給付金と住民税非課税世帯や家計急変世帯への臨時特別給付金、市内飲食店の感染症対策の状況、各種支援策について)

令和4年1月28日

報道関係の皆さまには、本日もご多用のところご参集いただき、誠にありがとうございます。

昨日も、今治市から会見をさせていただきました。先日、軽自動車税の種別割課税の誤りが確認をされました。市民が真ん中の市政を推進するにあたりまして、あってはならないミスであり、市民の皆さまには、心から謝罪を申し上げますとともに、引き続き全庁一丸となつて更なる事務のスタンダード化に取り組む、そんな決意を私の方からも明らかにさせていただきたいと思えます。

さて本日は、①新型コロナウイルス感染症、その感染状況、②ワクチン接種、③子育て世帯への臨時特別給付金と住民税非課税世帯や家計急変世帯への臨時特別給付金、④市内飲食店の感染症対策の状況、⑤各種支援策についての計5点につきまして、市民の皆様にお伝えをさせていただきます。

### 《新型コロナウイルス感染状況について》

まず、「新型コロナウイルス感染症」についてでございます。

県内の感染レベルはオミクロン株感染拡大特別警戒期間であり、本市におきましても、連日、20名から30名前後の陽性者が確認さ

れ、1月26日現在で、今年に入って326名と、今までにない勢いで拡大しており、第3波と言われた昨年1月は15件のクラスターが県内で発生いたしました。今年には既に52件、本市でも8件のクラスターが確認されており、オミクロン株の感染力の強さが表れています。

オミクロン株の特性を浮き彫りにしているのが、従来株に比べまして若年者の感染が多く、本市の1月の陽性者のうち、10歳未満と10代の方が28%、20代の方が25%と全体の53%を占めてございます。

また、未就学児、児童・生徒、この割合も25%と非常に高くなっておりまして、活動的な保護者世代から子どもへ、子どもから保護者世代へ、この感染という負の連鎖を断ち切るために、市内全ての小中学校、保育施設等に対しまして、登校、登園前の体温測定、手指消毒の徹底、マスクの着用ができる児童、生徒にはマスクの着用をお願いするなど、更なる感染予防の徹底を指導するとともに、各家庭へもお願いをしております。

一方で、今のところ県内におきましては、重症化率は低く、医療がひっ迫している状況ではないとございますが、高齢者や基礎疾患がある方が感染をされた場合、中等症や重症になる割合が高くなるのではないかと、今後、感染が拡大することで医療への負担が増大するのではないかと危惧をしているところでもございます。

さて、愛媛県の発表によりますと、現場の声といたしましてマスクを常時着用することが難しい場所にウイルスが入り込んでいるとの報告があり、可能な限り不織布のマスクの着用などを徹底してほしいとの話がございました。

高齢者や障がい者、幼児などは、マスクを着用することが困難なケースは多々あり、そのため、各施設や事業所におきまして、職員は必ずマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールドの着用や白衣、手袋、エプロンの活用などの徹底やこまめな消毒、換気を徹底するなど対策を既にお願いをしております。また、施設等の利用者のご家族等におかれましても、手指消毒の徹底、不織布マスクの正しい着用の徹底なども改めてお願いをしております。

### 《ワクチン接種について》

ワクチン接種についてであります。

感染を抑えるための一つの方策としてのワクチン接種につきましては、医療従事者の3回目の接種は、ほぼ完了し、現在は高齢者施設の入所者及び従事者への接種を進めており、併せて一般高齢者の方への接種を、明日、1月29日、中央保健センターの集団接種を皮切りに、2月6日からはワールドプラザ特設会場で、2月7日からは、医療機関などで個別接種を行います。

2回目の接種が完了された方から接種券を送付することとし、因みに、昨年6月15日から22日に接種を完了した方には、今週24日に発送するなど順次お届けをいたしておりますので、接種券が届くまで、もうしばらくお待ちいただければと存じます。

接種を希望される方は接種券が届き次第WEBやコールセンター、各支所や各公民館にてご予約をいただき、接種をお願いいたします。

現在、予約ができない、できにくいといったお声は伺っておりません。

## 《子育て世帯への臨時特別給付金と住民税非課税世帯や家計急変世帯への臨時特別給付金について》

次に、子育て世帯への臨時特別給付金と住民税非課税世帯や家計急変世帯への臨時特別給付金についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取組の一つとして18歳以下の児童のいる世帯に対し、10万円を給付するものであります。

支給対象者のうち、児童手当を受けている児童の保護者には、昨年末に既に8,975世帯、16,791名の対象児童に支給を行いました。高校生世代のいる家庭や公務員の方には順次申請を頂いており、1月31日には456世帯の方々に、2月10日には、1,091世帯の方々に支給を行う予定でございます。これにより、申請の必要な世帯の約6割に支給されることとなりますが、まだ申請されていない方はお早めに申請をお願いいたします。

住民税非課税世帯の方への支援につきましては、対象の方には2月下旬に確認書をお送りいたしますので、内容をご確認の上、返送をお願いいたします。家計急変世帯など申請が必要な方につきましては、3月から受付を開始する予定でございます。

受付は、本庁福祉政策課及びそれぞれの支所住民サービス課、申請期限は9月末までとなっておりますので、ご留意をお願いいたします。

## 《市内飲食店の感染症対策の状況について》

次に、市内飲食店の感染症対策の状況と各種支援策についてでございます。

現在、市内においては飲食店などでのクラスターは確認されておりませんが、今月に入りオミクロン株がまん延する中、客足がほとんど途絶えてしまい、先行きが全く見えないといった切実なお声をお聞きをいたしております。

本市におきましては、安全安心な飲食環境の整備と飲食店の自走に向け、昨年10月から【今治市飲食店ウィズコロナ対策事業】に取り組んで参りました。

感染対策が行き届いたお店を増やすべく伴走支援を行い、認証店は1月26日時点で405店舗に達しており、現在も申請中の店舗はかなりの数があると伺っておりまして、最終的には75%から80%まで行くのではないかと期待をしているところでもございます。

この認証店数は、感染症対策の進捗状況を測る重要なバロメータの一つであり、本市における感染症対策は着実に進んでおりますことを、報告させていただきます。

### 《今治市飲食店応援パッケージについて》

次に、「今治市飲食店応援パッケージ」についてであります。

市内飲食店の感染症対策が着実に進んでいることを前提といたしまして、オール今治で飲食店支援に向けた新たな行動変容を起こしていくために、3つの柱からなる【今治市飲食店応援パッケージ】を実施させていただきます。

1つ目の柱であります。あらためて会食・ランチのルールの周知・徹底のお願いです。

- ・認証店などの感染対策が徹底されたお店をご利用いただく
- ・風邪症状等の体調が悪い方は絶対に参加しない・させない

- ・県外往来や来県者と接触のある方は参加を控える
- ・昼食時は食べる時間と休む時間を明確に区分し、黙食を徹底し、食事中以外は必ずマスクを着用していただく

こうしたルールをしっかりと守りながら飲食店をご利用いただきたいと思えます。

2つ目の柱でありますけども、会食・ランチ・テイクアウトといった様々な形での、飲食店の利用を促進する取組みとなります。

昨年11月から、飲食店ウィズコロナ対策事業の一環として、「今治市安心飲食店ご利用キャンペーン」を実施し、大変多くのご応募をいただいております。引き続き、飲食店の支援に向け、第2弾のご利用キャンペーンを実施することといたしました。

利用期間は2月1日から28日で、ご利用された認証店のレシート1店舗分を応募用紙に添付し、ご応募いただきますと、i.i.imabari特産品セットを抽選で100名様にプレゼントさせていただきます。ご利用の仕方は会食でもランチでもテイクアウトでも構いませんので、ぜひ、この機会をご利用ください。

また、ご好評により既に完売となっております、今治市飲食店プレミアムクーポンの利用期間を1月末から6月末まで延長させていただきました。

さらに、昨年好評をいただきましたテイクアウト販売会を、2月2日、午前11時から今治市公会堂にて開催させていただきます。今回も、市内の人気店が多数参加されますので、飲食店を応援するため、多くの市民の皆さんにお越しいただき、美味しいランチをお楽しみください。

3つ目の柱は、市民・企業の皆さんと一緒に、オール今治で飲食店支援に向けた新たな行動変容を起こすため、まずは今治市

役所が率先して行動変容に取り組みたいと考えてございます。具体的には、

- ・ルールを守った会食・ランチ
- ・週一テイクアウト運動
- ・フレックス昼休み、

といった取り組みを、多くの市内企業・団体の皆様のご賛同のもと、できるところから、ウィズコロナ時代に対応した行動変容への取り組みを、お願いをするものでございます。

### 《事業復活支援金について》

次は、事業復活支援金についてであります。

国におきまして、新型コロナの感染拡大や長期化に伴い大きな影響を受けた中小事業者等、業種・地域を問わず救済するため「事業復活支援金」が用意されました。

支給要件は、R3年11月からR4年3月のうち、任意の月の売上が、H30年11月～令和3年3月の任意の同じ月の売上と比較して30%以上減少した場合、支給額は、売り上げ減少率により個人事業主が30から50万円、中小企業等が60から250万円となっています。

申請期間は、今月31日から5月31日と伺ってございます。

なお、第3弾愛媛版応援金との併給はできませんのでご注意ください。

詳細につきましては、事業復活支援金事務局 0120-789-140 までお問い合わせをお願いいたします。

第3弾の愛媛版応援金ではありますが、申請期間が2月28日まで延長されることが昨日、愛媛県から発表されましたので、対象となる

方はご確認をください。

以上が、本日お伝えさせていただいた内容でございます。

報道などでは既に、欧州やアジアで拡大し、オミクロン株よりも感染力が高いとされる「BA・2」系統が国内でも確認されております。

感染を頭打ちにし、収束に向かわせるためには市民の皆さんお一人お一人のご協力が必要でございます。オミクロン株の特性を正しく認識し、基本的な感染回避行動をとっていただきますよう、改めて市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いを申し上げて本日の会見とさせていただきます。

私からの発表は以上でございます。